

令和5年第4回吉川市農業委員会定例総会（会議録）（HP用）

開催年月日	令和5年4月25日（火）
開催場所	吉川市役所202・203会議室
開議時刻	午後1時30分
閉議時刻	午後4時00分

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	戸井田 隆	出席	13	吉野 武司	出席
2	吉澤 宏	出席	14	水村 進	出席
3	渡邊 慎也	出席	15	辻田 満	出席
4	森田 文雄	出席	16	馬巻 俊一	出席
5	中村 健一	出席	17	宇野 直樹	出席
6	萩原 豊子	出席	18	立原 司朗	出席
7	岡田 初幸	出席	①	染谷 信行	出席
8	鈴木 浩一	出席	②	山口 新市	出席
9	柏 咲子	出席	③	田辺 義雅	出席
10	多々良 俊明	出席	④	戸張 修治	出席
11	齊藤 忠男	出席	⑤	山崎 成一	出席
12	高鹿 武男	出席	⑥	名倉 定一	出席

議事日程

第1	開会
第2	会長あいさつ及び議長就任
第3	会議録署名委員等の指名等について
第4	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について（1～2番） 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について（1～4番） 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について（1～4番）

第5	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について（1～6番） 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について（1～3番） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（1～4番） 議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について（1番）
第6	その他 ・諸般の報告について ・「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」について
第7	・「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）」について ・その他 閉会
事務局 出席者	農業委員会事務局 森事務局長、柴山係長 豊田副主査

1 開会 森事務局長	<p>ただ今より、「令和5年第4回吉川市農業委員会定例総会」を開会いたします。委員の皆様、よろしく申し上げます。</p> <p>まず配付資料の確認をいたします。定例総会次第（両面刷）、諸般の報告、議案書、農地パトロール結果報告書、議案書の修正、地域計画策定マニュアル、農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼、令和6年度埼玉県農地利用最適化推進施策に関する意見集約への協力依頼、令和4年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表、令和5年度最適化活動の目標設定等について、となります。</p> <p>不足がありましたら合図をお願いいたします。</p> <p>それでは、定例総会の開催に当たり、立原会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
2 会長あいさつ 立原会長	(あいさつ)
森事務局長	<p>立原会長ありがとうございました。</p> <p>委員会の進行につきましては、吉川市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、早速ですが、立原会長をお願いいたします。</p>

議長	<p>それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。進行にご協力をお願いいたします。</p>
<p>3 会議録署名委員の指名について 議長</p>	<p>次第3の「会議録署名委員の指名について」でございますが、私から指名させていただきます。次第の裏面の1をご覧ください。10番 多々良俊明委員、11番 齊藤忠男委員をお願いいたします。</p>
<p>次回内容調査会の日程について 議長</p>	<p>次に、2の「次回の内容調査会の日程、場所について」でございます。</p> <p>日程については、令和5年5月19日(金)午後1時から議案等該当箇所の現地調査、午後3時から申請者への内容調査となります。場所については、市役所2階の204会議室で行います。</p>
<p>次回内容調査会委員の指名について</p>	
議長	<p>今回は、旭地区から14番水村進委員、三輪野江地区から13番吉野武司委員、吉川地区から15番辻田満委員をお願いいたします。</p> <p>お三方のご都合はよろしいでしょうか。</p>
内容調査委員	(はい)
議長	<p>繰り返します。次回の内容調査会、令和5年5月19日(金)午後1時から議案等該当箇所の現地調査、午後3時から申請者への内容調査となります。場所については、市役所2階の204会議室で行います。</p> <p>内容調査委員につきましては、旭地区から14番水村進委員、三輪野江地区から13番吉野武司委員、吉川地区から15番辻田満委員をお願いいたします。</p>
<p>次回定例総会について 議長</p>	<p>次に、4の「回りの定例総会の日程、場所について」でございます。</p> <p>日程については、令和5年5月25日(木)午後1時30分</p>

	<p>から、場所については、市役所2階の202・203会議室にて行います。</p> <p>委員各位のご了解をお願いいたします。</p>
4 報告 議長	<p>それでは、次第4の報告に入ります。「報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について」でございます。報告第1号について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【報告第1号1～2番の朗読】</p>
議長	<p>事務局より報告のありました、報告第1号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、報告第1号については問題なしとさせていただきます。</p>
議長	<p>次に、「報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【報告第2号1～4番の朗読】</p>
議長	<p>事務局より報告のありました、報告第2号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、報告第2号については問題なしとさせていただきます。</p>
議長	<p>次に、「報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【報告第3号1～4番の朗読】</p>
議長	<p>事務局より報告のありました、報告第3号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>

他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、報告第3号については問題なしとさせていただきます。
議長	引き続き、次第5の議案審議に入ります。「議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可について」でございます。1番を戸井田隆担当委員からご説明をお願いします。
戸井田委員	【議案第1号1番を朗読】
議長	この件について譲受人は市内の方になります。直ちに議案第1号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第1号1番は、許可とすることに決定いたします。
議長	引き続き、議案第1号2番の審議前ですが、2番と3番の譲受人が同一なので、一括審査してよろしいか伺います。一括審査してよろしいでしょうか。
他委員	(はい)
議長	それでは議案第1号2番と3番を一括審査いたします。2番と3番を鈴木浩一担当委員からご説明をお願いします。
鈴木委員	【議案第1号2番と3番を朗読】
議長	この件については譲受人が市外居住の方なので、内容調査会を実施しています。萩原豊子内容調査委員より内容調査会での結果の報告をお願いします。なお、議案第1号2番3番一括審査なので、その旨報告をお願いします。
萩原委員	令和5年4月20日に行いました議案第1号2番3番の内

容調査会での調査の結果を報告いたします。

譲受人譲渡人の住所氏名は、先ほど鈴木担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。申請人である譲受人と譲渡人の関係は2番3番とも〇〇です。

申請地については、案内図の2ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。補足説明として、案内図2ページあります白枠の細い部分の〇〇番と〇〇番は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に合筆手続きが完了し、現況どおり〇〇㎡の田になっていることを報告します。また、従前の土地利用は墓地及び墓地への通り道として利用していたものを、墓じまいをして現状に至っているものです。

申請理由は、規模拡大です。詳細な理由といたしましては、〇〇や〇〇に農地を所有耕作しているので、利便性もあり、今後も農作業に従事したいとの考えがあるとの事です。権利の種類については所有権移転です。

譲受人の農家の資格については自作地が〇〇㎡、借り受け地〇〇㎡、合計〇〇㎡、今回取得する〇〇筆分の農地を含め〇〇㎡となります。農業従事者は〇〇人で、農業従事日数は世帯員全員で〇〇日です。よって許可要件であります年間農業従事日数の150日を超えております。所有する農機具は、乗用トラクターを始め、田植え機、コンバイン、乾燥機、田植え機、籾摺り機等、農作業全般の物を所持しております。申請地までの通作距離は〇〇kmで、車で〇〇分です。取得後の耕作予定者は〇〇で、水稻を作付する予定です。今回取得する農地以外に吉川市内に所有している農地は、〇〇㎡です。申請地の農地管理人は〇〇の〇〇です。

以上のとおり当申請は全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件を満たしております。

内容調査委員からの意見としては、申請資料の中に耕作するにあたり周辺農地へ影響を及ぼす農薬等の使用をしないことはもとより、散布作業により他の農地への飛沫飛散に充分注意を払い、付近の農地への迷惑を掛けない。また、水路の管理等など、地域の営農方法に従って耕作する旨の文章がありましたので、代理人に対して再度その内容を確認しました。

結果報告を頂きました議案第1号2番及び3番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。

議長

他委員

(なしの声)

議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号2番及び3番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第1号2番及び3番は、許可とすることに決定いたします。
議長	引き続き、議案第1号4番の審議でございますが、4番と5番の譲受人が同一なので、一括審査してよろしいか伺います。 一括審査してよろしいでしょうか。
他委員	(はい)
議長	それでは議案第1号4番と5番を一括審査といたします。 4番と5番を鈴木浩一担当委員からご説明をお願いします。
鈴木委員	【議案第1号4番と5番を朗読】
議長	この件については譲受人が市外居住の方なので、内容調査会を実施しています。戸井田隆内容調査委員より内容調査会での結果の報告をお願いします。
戸井田委員	令和5年4月20日に行いました議案第1号4番5番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。 譲受人譲渡人の住所氏名は、先ほど鈴木担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。申請人である譲受人と譲渡人の関係は4番5番とも〇〇です。 申請地については、案内図の3ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。 申請理由は、規模拡大です。権利の種類については所有権移転です。 譲受人の農家の資格については自作地が〇〇㎡、借り受け地〇〇㎡、合計〇〇㎡、今回取得する農地を含め〇〇㎡となります。農業従事者は〇〇人で、農業従事日数は世帯員全員で〇〇日です。よって許可要件であります年間農業従事日数の150日を超えております。所有する農機具は、トラクター、田植え機、軽トラック、糞攪り機、乾燥機です。申請地までの通作距離は〇〇kmで、車で〇〇分です。取得後の耕

	<p>作予定者は〇〇で、水稻を作付する予定です。今回取得する農地以外に吉川市内に所有している農地は、〇〇㎡です。申請地の農地管理人は〇〇の〇〇です。</p> <p>以上のおり当申請は全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件を満たしております。</p> <p>内容調査委員からの意見としては、元々田であったところを田として利用するため問題はないと思います。</p>
議長	<p>結果報告を頂きました議案第1号4番及び5番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号4番及び5番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ということで議案第1号4番及び5番は、許可とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>引き続き、6番を吉澤宏担当委員からご説明をお願いします。</p>
吉澤委員	<p>【議案第1号6番を朗読】</p>
議長	<p>この件については譲受人が市外居住の方なので、内容調査会を実施しています。柏咲子内容調査委員より内容調査会での結果の報告をお願いします。</p>
柏委員	<p>令和5年4月20日に行いました議案第1号6番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人譲渡人の住所氏名は、先ほど吉澤担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。申請人である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の4ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。</p> <p>申請理由は、規模拡大です。権利の種類については所有権移転です。</p> <p>譲受人の農家の資格については自作地が〇〇㎡、借り受け地〇〇㎡、合計〇〇㎡、今回取得する農地を含め〇〇㎡とな</p>

	<p>ります。農業従事者は〇〇人で、農業従事日数は世帯員全員で〇〇日です。よって許可要件であります年間農業従事日数の150日を超えております。所有する農機具は、トラクター、田植え機、耕耘機、コンバイン、乾燥機、糞攪り機です。申請地までの通作距離は〇〇kmで、車で〇〇分です。取得後の耕作予定者は〇〇で、水稻を作付する予定です。今回取得する農地以外に、吉川市内に所有している農地はありません。</p> <p>以上のとおり当申請は全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件を満たしております。</p>
議長	<p>この案件について、事務局より補足があるので、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回の譲受人の方につきましては、市外居住の方となりますので、本来であれば農地管理人を設定してもらう事になりますが、申請者譲受人より農地管理人申告書を提出することが難しいとの申し出がありました。この農地管理人の制度は、元々吉川市独自の制度になっております。これは吉川市の農地管理においてトラブルが起きないように、過去の吉川市農業委員会の定例総会で議論を交えて設定したもので、全国統一のルールではございません。農地管理人の役割については、市外に居住している方の耕地の耕作状況を監督する。地元住民と円滑なコミュニケーションし、トラブルを起きないように助力する等があります。今回の案件については、譲受人及び譲渡人両方が市外居住者であり、農地管理人が見つけれなかったことも聞いております。申請者譲受人に対して、農地管理人の制度趣旨に基づき、耕作地管理は徹底するよう申し伝えたところ、申請者譲受人から今後も確実に耕作を続ける旨の回答を得ました。この案件における農地管理人については、審議採決の中でご配慮していただくようお願いいたします。</p>
議長	<p>結果報告を頂きました議案第1号6番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号6番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>

議長	<p>挙手全員ということで議案第1号6番は、許可とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>次に「議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」でございます。1番を、宇野直樹担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
宇野委員	<p>【議案第2号1番を朗読】</p>
議長	<p>この件については内容調査会が実施されております。萩原豊子内容調査員より内容調査会での結果の報告をお願いします。</p>
萩原委員	<p>令和5年4月20日に行いました、議案第2号1番の内容調査会の調査の結果を報告します。</p> <p>譲受人譲渡人の住所氏名は先ほど宇野担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の5ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は駐車場用地で、転用理由は事業が順調に伸び車両機材等の置場が不足し、既存の駐車場を拡大するものです。申請者の事業は、クレーン車等のリース業です。申請地を選んだ理由は、隣接地なので管理面安全性が高く効率の良い事業展開ができることを含め、隣接地所有者からのご好意により土地の譲渡が頂けた為です。申請地の利用計画は、既存駐車場の高さに合わせて盛土をし、周囲をネットフェンス高さ〇〇mで囲い、駐車場となる部分には砂利を敷き詰めるものです。排水計画は、特になく駐車場用地であるため敷砂利をし、雨水等は敷地内浸透できる柵を設置します。接道については、申請地の〇〇側〇〇道で幅員〇〇mです。工事予定時期は、許可後すぐに着手し、〇〇で工事を完了する予定をしています。</p> <p>資金計画として、用地費、造成費、諸経費等の工事見積り以上の資金があることを金融機関の残高証明書にて確認しました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策として、周囲をL型擁壁及びネットフェンスで囲い迷惑のないような管理が行われます。申請地は農業振興地域内で、農用地から〇〇除外されています。土地改良区の意見書として、葛西用水路土地改良区の意見書が添付されています。当申請地は集团的〇〇農地の区域、第〇〇種の農地と判</p>

	<p>断され、以上のとおり立地基準及び一般基準を満たしていません。</p> <p>調査員からの意見として、県道から敷地内を通り抜けての工事で特に問題ないと思うが、騒音や出入り口に関して安全等を十分に考慮するよう申し上げました。</p>
議長	<p>結果の報告を頂きました議案第2号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
馬巻委員	<p>申請者の業種がクレーン車のリース業として説明がありましたが、今回設置する駐車場に大型のクレーン車を駐車することになると思いますが、接道の幅員が〇〇側〇〇道で〇〇mとの内容がありました。この場合、〇〇道へ出入りや構造等問題はないのですか。</p>
事務局	<p>今回の案件は、既存の駐車場敷地の拡張を伴うものとなっています。今回の申請地東側に既存駐車場があり、幅員〇〇m〇〇に間口〇〇m出入り口があります。転用工事完了後、車両の出入りはすべて〇〇側からとの予定となっています。今回の転用申請に係る申請地〇〇側に接している〇〇道部分からの出入り口の設置ありません。このため、大型クレーン車等による〇〇道の破損等の問題はないと思われま</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第2号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ということで議案第2号1番は許可相当とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>引き続き、2番を鈴木浩一担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>【議案第2号2番を朗読】</p>
議長	<p>この件については内容調査会が実施されております。柏咲子内容調査員より内容調査会での結果の報告をお願いします。</p>

<p>柏委員</p>	<p>令和5年4月20日に行いました議案第2号2番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人譲渡人の住所氏名は、先ほど鈴木担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇が出席されました。</p> <p>申請地については、案内図の6ページのとおりです。登記簿地目が田2筆畑2筆になっていますが、内容調査員と事務局で現地を確認したところ、4筆すべて田になっており、現況も農地あることを確認しました。埋立てをする理由といたしましては、現在低地で水はけが悪く耕作しづらい為、農地改良工事で盛土し、畑にするものです。土地改良区の意見書は必要で、葛西用水路土地改良区の意見書が添付されております。</p> <p>工事計画として、請負業者は〇〇で、工事予定期間は許可日から〇〇です。埋立て面積は〇〇㎡で、埋立てする土の搬出元は、〇〇です。土質は埋め戻し土で、土量は〇〇㎥で、表土は良質土です。被害防除策は、水田の隣接地に平場を作り、間に溝を掘って土が流出しないようにします。また地区全体の営農環境に影響を及ぼしません。よって、今回は許可申請となります。工事完了後の利用計画として、作物は麦を作付し、耕作は〇〇が行います。</p> <p>農業委員会からのお願いとして、許可申請人へ次のことを伝えました。工事着工前にどんな土で埋めるのかを申請人が確認する。隣地と盛土の高さ等でトラブルのないように申請人が気をつける。盛土の高さは、市環境保全条例施行令で隣接道路面より〇〇cmまでとされている。工事期間中は、業者まかせにしないで事業主である申請人が管理、監督に十分気をつける。農地改良事業の責任者は申請人である土地所有者自身である。以上を〇〇に伝えたと承されました。</p> <p>調査員からの意見としては、〇〇から〇〇の脇を通して申請地に入出入りする際、道路の幅が狭いので十分注意するようお願いしました。</p>
<p>議長</p>	<p>結果の報告を頂きました議案第2号2番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
<p>他委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第2号2番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
<p>他委員</p>	<p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数ということで議案第2号2番は許可相当とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>引き続き、3番を戸井田隆担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
戸井田委員	<p>【議案第2号3番を朗読】</p>
議長	<p>この件については内容調査会が実施されております。戸井田隆内容調査員より内容調査会での結果の報告をお願いいたします。</p>
戸井田委員	<p>令和5年4月20日に行いました議案第2号3番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人譲渡人の住所氏名は、先ほど私から報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には、〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の7ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は分家住宅用地で、転用理由は、現在の住まいが子供の成長により手狭になったためです。申請地を選んだ理由は実家のすぐ近くのためです。申請地の利用計画は、木造〇〇建て住宅です。排水計画は申請地の〇〇側水路へ放流します。接道については申請地の〇〇側〇〇道で幅員〇〇mです。工事予定時期は、許可後すぐに着手し令和〇〇年〇〇月頃に完成を予定しています。</p> <p>資金計画として、建築工事見積もり以上の資金があることを住宅ローンの事前審査結果報告書にて確認しました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策として、高さ〇〇mのコンクリートL型擁壁に高さ〇〇mのメッシュフェンスの設置が行われます。申請地は、農業振興地域内で、農用地から〇〇除外されています。土地改良区の意見書として、葛西用水路土地改良区の意見書が添付されています。当申請地は、集团的〇〇農地の区域で、第〇〇種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準を満たしております。</p> <p>調査員からの意見としては、接道となる〇〇側の道路は、〇〇学校の通学路なので、登下校時は特に交通安全に注意して欲しいと申請代理人に申し上げました。</p> <p>結果の報告を頂きました議案第2号3番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
議長	<p>結果の報告を頂きました議案第2号3番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>

他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第2号3番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第2号3番は許可相当とすることに決定いたします。
議長	次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」です。議案第3号1番について、山口新市推進委員からご説明をお願いいたします。
山口推進委員	【議案第3号1番を朗読】
議長	説明を頂きました議案第3号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
多々良委員	今回の借受人の〇〇について、議案書の記載している耕作面積は、吉川市内のみの面積ですか。
事務局	議案書記載の耕作面積は、吉川市内のみの面積となります。借受人の〇〇については、〇〇で〇〇の認定農業者として認定を受けております。〇〇での耕作面積は、田が〇〇㎡、畑が〇〇㎡となっております。
議長	他にご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	それでは、採決に入ります。議案第3号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員で議案第3号1番の農用地利用集積計画は許可することに決定いたします。
議長	引き続き、議案第3号2番の審議前ですが、2番と3番の借受人が同一なので、一括審査してよろしいか伺います。 一括審査してよろしいでしょうか。

他委員	(はい)
議長	<p>それでは議案第3号2番と3番を一括審査いたします。</p> <p>2番と3番を山口新市推進委員からご説明をお願いいたします。なお、議案第3号2番及び3番は、利用権の設定を受ける者借受人が同一となりますので、利用権の設定を受ける者借受人及び利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等の耕作面積、世帯員、従事者は、議案第3号2番で説明後、3番は省略して説明していただくようお願いいたします。</p>
山口推進委員	【議案第3号2番と3番を朗読】
議長	説明を頂きました議案第3号2番及び3番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	それでは、採決に入ります。議案第3号2番及び3番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員で議案第3号2番及び3番の農用地利用集積計画は許可することに決定いたします。
議長	引き続き4番について、山口新市推進委員からご説明をお願いいたします。
山口推進委員	【議案第3号4番を朗読】
議長	説明を頂きました議案第3号4番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	それでは、採決に入ります。議案第3号4番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員で議案第3号4番の農用地利用集積計画は許可することに決定いたします。

議長	引き続き 5 番について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	【議案第 3 号 5 番を朗読】
議長	説明を頂きました議案第 3 号 5 番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	それでは、採決に入ります。議案第 3 号 5 番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員で議案第 3 号 5 番の農用地利用集積計画は許可することに決定いたします。
議長	次に、「議案第 4 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」です。対象特例農地が農地利用されているか農業委員会で確認し、越谷税務署に報告するものです。 議案番号第 4 号 1 番の審査前でございますが、〇〇委員が農業相続人となる「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」の審議となりますので、〇〇委員につきましては、審議終了まで会議室からの退室をお願いいたします。
〇〇委員	(〇〇委員退室)
議長	では、1 番について馬巻俊一担当委員から担当地区のご報告をお願いします。 なお、議案の朗読につきましては、案件の最初に指名させていただいた委員がすべての朗読して頂くようお願いいたします。
馬巻委員	(特例農地の利用状況の報告)
議長	続きまして、山崎成一担当委員から担当地区のご報告をお願いいたします。
山崎推進委員	(特例農地の利用状況の報告)
議長	この件について事務局から補足説明等はございますか。

事務局	<p>前回の定例総会終了後〇〇に確認し、今回の令和5年4月の定例総会までに農地の是正対応をする旨の回答は頂いておりました。しかしながら、先週〇〇からご連絡を頂き、是正対応が4月の定例総会までに間に合わない旨の連絡を受けているところであります。</p>
議長	<p>この案件につきましては、5月末までには是正の対応があれば越谷税務署への報告は間に合うと聞いております。その点から、農業委員会として再度の猶予をもって来月5月の定例総会をおきまして、再度農地の状況を確認して、越谷税務署に報告したいと考えます。</p> <p>この件につきまして、ご意見ございますか。</p>
他委員	(なしの声)
議長	<p>再度の議案審議の延期となりますが、来月5月定例総会にて判断することで決定したいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
他委員	(はい)
議長	<p>この議案については、来月5月の定例総会にて判断をするということで決定します。</p>
議長	〇〇委員の入室を認めます。
名倉推進委員	(〇〇委員入室)
議長	<p>以上で議案審議を終了いたします。議事の進行にご協力いただきありがとうございました。</p>
議長	<p>次第6のその他に移ります。諸般の報告について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 立原会長	<p>(諸般の報告の朗読) (補足説明)</p>
議長	<p>次に「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	【令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況

	<p>【その他事務の実施状況の公表（案）について朗読】</p>
議長	<p>事務局より説明がありました「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
立原会長	<p>私から1点、2ページ目にあります、1最適化活動の成果目標の②目標にある管内農地面積が1,200haとなっておりますが、1ページ目だと1,190haとなっておりますが、問題ありませんか。</p>
事務局	<p>2ページ目の管内農地面積の1,200haについては、令和4年4月時点の面積で令和4年度の最適化目標を作成した時点での面積となります。1ページ目の管内農地面積1,190haについては、令和5年4月時点の面積で、令和4年度の最適化目標の実施結果時点での面積となります。耕作面積については、毎年6月に配布されております農林水産省関東農政局の農林水産統計年報の数字を記載しております。令和4年度の最適化目標の作成時点と実績報告時点での面積が違うため、違う2つの数字が掲載されています。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようなので、この案を「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」と決定いたします。案をおとりください。</p>
議長	<p>次に、「令和5年度最適化活動の目標設定等について（案）」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【令和5年度最適化活動の目標設定等について（案）について朗読】</p>
議長	<p>「令和5年度最適化活動の目標設定等について（案）」について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
岡田委員	<p>確認ですが、農業委員の実数について令和5年度の目標は実数18人となっておりますが、令和4年度の実績報告では実数9人となっておりますが、これは記載のミスでしょうか。</p>

事務局	令和4年度の実績報告で農業委員の実数は9人ではない18人となります。当方の記載ミスとなります。訂正させていただきます。
議長	他にご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようなので、この案を「令和5年度最適化活動の目標設定等について」と決定いたします。案をおとりください。
議長	続きまして事務局から発言ありますか。
事務局	<p>事務局より3点連絡がございます。</p> <p>1点目ですが【令和6年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出の実施と意見集約への協力依頼】でございます。皆さまのお手元に、(1)農業振興の在り方について、(2)農地の適正かつ有効利用の推進について、(3)農業経営体の育成・発展支援と販売対策の3種類の報告書、埼玉県農業会議からの依頼文書、資料として埼玉県農林水産業振興基本計画と令和5年度農林施策の概要と予算案を配付させていただきました。毎年お願いしているところですが、各市町村の農業委員及び推進委員の意見を県農業政策に反映させることを目的としています。大変お手数ですが各自とりまとめの上、来月の定例総会までに事務局にご提出をお願いいたします。</p> <p>2点目は、【農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼について】でございます。皆さまのお手元に、令和6年度農林関係税制改正要望の取りまとめのお願い、埼玉県農業会議から依頼文書、資料4点を配布させていただきました。毎年お願いしているところですが、全国農業会議所を通じて各市町村の農業委員及び推進委員の意見を、国及び自治体に反映させることを目的としています。大変お手数ですが各自とりまとめの上、来月の定例総会までに事務局にご提出をお願いいたします。</p> <p>3点目は【地域計画策定マニュアル】です。【地域計画の内容を説明】</p>
議長	「地域計画策定マニュアル」について、説明をいただきました。この内容についてご質問ありますか。

他委員	(なしの声)
議長	最後になりますが、その他事務局、またはご出席の委員からご発言はありますか。
山崎推進委員	最適化施策の関係ですが、令和5年度農林施策の概要を今回頂きましたが、去年の農林施策の概要がまだ手元にあるのですが、処分はどのようにすればよいでしょうか。
事務局	去年の農林施策の概要については、お手数ですが次回の定例総会に持参してください。事務局で処分します。
議長	他にご意見ございますか。
染谷推進委員	遊休農地の解消についてですが、現状自身の担当地区内の農地は、主に水はけが悪い圃場や形の悪い圃場などが遊休農地になっている状況です。水路掘削や整備を行えば、水はけの悪い圃場等の遊休農地は減少すると考えますが、農政課へ毎年水路掘削の要望をしても、現状すべて対応していただけない状況です。農政課の水路掘削をもっと積極的にやっていただきたい。もう一つは、農地の集積集約についてですが、今回最適化の推進状況の説明がありましたが、その中の集積率より実際の集積率はもっと高いように思われますが、農業委員会事務局の方で営農している法人や大規模農家にアンケート等を取って耕作面積等の確認をしていますか。
事務局	水路の掘削や整備については、市担当部局の農政課が担当となります。農政課の方からは、限られた予算の中で効率的な方法を考えながら行っていると聞いております。また農業委員会としても、毎年行っている意見書の中で、水路整備の意見を提出しております。なお、今年の見解書提出については、昨年まで10月に提出をしておりましたが意見書策定委員より毎年の予算編成時期の前に提出できるよう、今年の見解書提出については昨年より早く提出する予定をしております。農地の集約集積について、農業委員会事務局で営農している法人に耕作面積等のアンケートは取っていません。今回「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」にて説明しました農地の集積率は、あくまでの農地法又は農業経営基盤強化促進法等の法律に基づく契約をしている集積面積で、相対での契約面積は含んでおりません。染谷推進委員からご指摘の集積率はもっと高いように思われるのは、この相対の部分が含まれていないことが原因かと思われます。なお、農業委員会でも営農し

	<p>ている法人又は大規模農家について契約の都度、相対で契約している農地があれば、法律の基づく契約にするようお願いをしております。また、農地所有者がお亡くなりになって市役所窓口に来庁した際、農地の耕作状況などを確認し相対での契約で耕作をしている場合には、相続人の方に農地法又は農業経営基盤強化促進法などの法律に基づく契約をするようお願いしております。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
森田委員	<p>自分が担当している地区は、吉川市と松伏町が接している地区を担当しています。吉川市と松伏町の行政界を跨いで用排水路が設置してあるところがあります。両市町に水路掘削要望を出して吉川市側は掘削してもらったが、松伏町側が掘削されないで、水路通しての水が流れない状況があります。松伏町側にも事情があると思いますが、松伏町側の掘削をしてもらうような方策はないでしょうか。</p>
事務局	<p>もし、松伏町側の農事組合などと接点があれば、そこを通じて松伏町に掘削要望をしていただければと考えます。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
吉澤委員	<p>農地の集積についてですが、具体的にだれにどのくらい集まったら集積されたことになるのですか。</p>
事務局	<p>具体的には、地域計画の中で定める中心営農体である、認定農業者や営農法人など大規模経営をめざしている経営体に集積していく事が集積の意味となります。現在は中心営農体が農地を筆ごとに借りている状態ですが、今後は現状筆ごとに中心営農体が借りている農地を、中間管理機構が一括で借り入れをして、大区画の農地にして中心営農体に貸し出すことを国としては考えています。そこで現在バラバラに所有している農地を集積して、どの経営体に耕作させるかの素案を、先ほど説明しました「地区計画」で作成していく事を国が求めている所です。</p>
吉澤委員	<p>集積というのは、一か所にまとめて大規模な農地というイメージを持っていましたが、とりあえずは大規模に耕作している営農体に集めることが集積という考えでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>集積と集約という言葉をくっつけて使用していることがあ</p>

	<p>りますが、集積と集約という言葉は意味が違って、担い手に多く耕作してもらうことは「集積」で、耕作している農地の場所を交換して耕作農地を大きくすることが「集約」で、両方を行うと「集積と集約」が進んだとの結果になります。一般的に集積又は集約どちらかの言葉で、両方の意味にとっていることもあります。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
事務局	<p>令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染法上の扱いが第2類から5類に変更となります。今まで2類相当という事で定例総会時の会場については、2部屋を使用し座席間隔も1名分空けた形で会場設営をしておりました。来月5月からは、1部屋を使用し座席間隔もなくした形で会場設営をしたいと考えております。会場設営の方法の変更についてお諮りします。</p>
議長	<p>会場の設営方法について事務局から説明がありましたが、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
山口推進委員	<p>もう一か月程様子を見るという事で、今月と同じ会場設営でお願いしたいです。マスコミ等からコロナの第9波がくるのではないかと情報が出ています。農業委員及び推進委員の方はご高齢の方が多いため、来月まで様子を見るという事で、今月と同じ会場設営でお願いしたいです。</p>
事務局	<p>ご意見を頂きましたので、様子を見るという事で来月も同じ会場設営で行います。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご発言がないようですので、これで議長の任を解かせていただきます。 それでは、進行を事務局にお渡しいたします。</p>
森事務局長	<p>立原会長、ありがとうございました。 また、委員の皆様、長時間にわたり、ご審議大変お疲れ様でした。 それではこれにて閉会いたしますが、閉会にあたりまして、宇野会長職務代理よりごあいさつをお願いいたします。</p>

<p>7 閉会 宇野会長職務代理</p> <p>森事務局長</p>	<p>(あいさつ)</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。 以上をもちまして、令和5年第4回吉川市農業委員会定例総会を閉会します。 議案書、活動記録、農地パトロール報告書を回収に伺いますので、お手元のクリアファイルに入れて、机の上に置いてください。 ご協力お願いいたします。</p> <p>閉会 16時00分</p>
<p>上記、会議の顛末に相違ない事を証明するため署名する。 令和 年 月 日</p>	<p>会 長</p> <hr/> <p>署名委員</p> <hr/> <p>署名委員</p>